

障がいのある児童・生徒に対する 指導と評価

神奈川県教育委員会 教育局
支援部 特別支援教育課



目次

- 1 学習指導要領について
- 2 障がいのある児童・生徒への指導
- 3 個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成と活用
- 4 特別支援学級における教育課程の編成の考え方
- 5 通級による指導における教育課程の編成の考え方
- 6 カリキュラム・マネジメントとは
- 7 学習評価の基本的な考え方
- 8 学習評価の基本構造
- 9 障がいのある児童・生徒に係る学習評価
- 10 指導と評価
- 11 参考

1 学習指導要領について —これからの教育課程の理念—

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしなが、社会との連携・協働によりその実現を図っていく。

<社会に開かれた教育課程>

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

1 学習指導要領について —学習指導要領改訂の方向性—

新しい時代に必要な資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要な資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など
各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない

どのように学ぶか

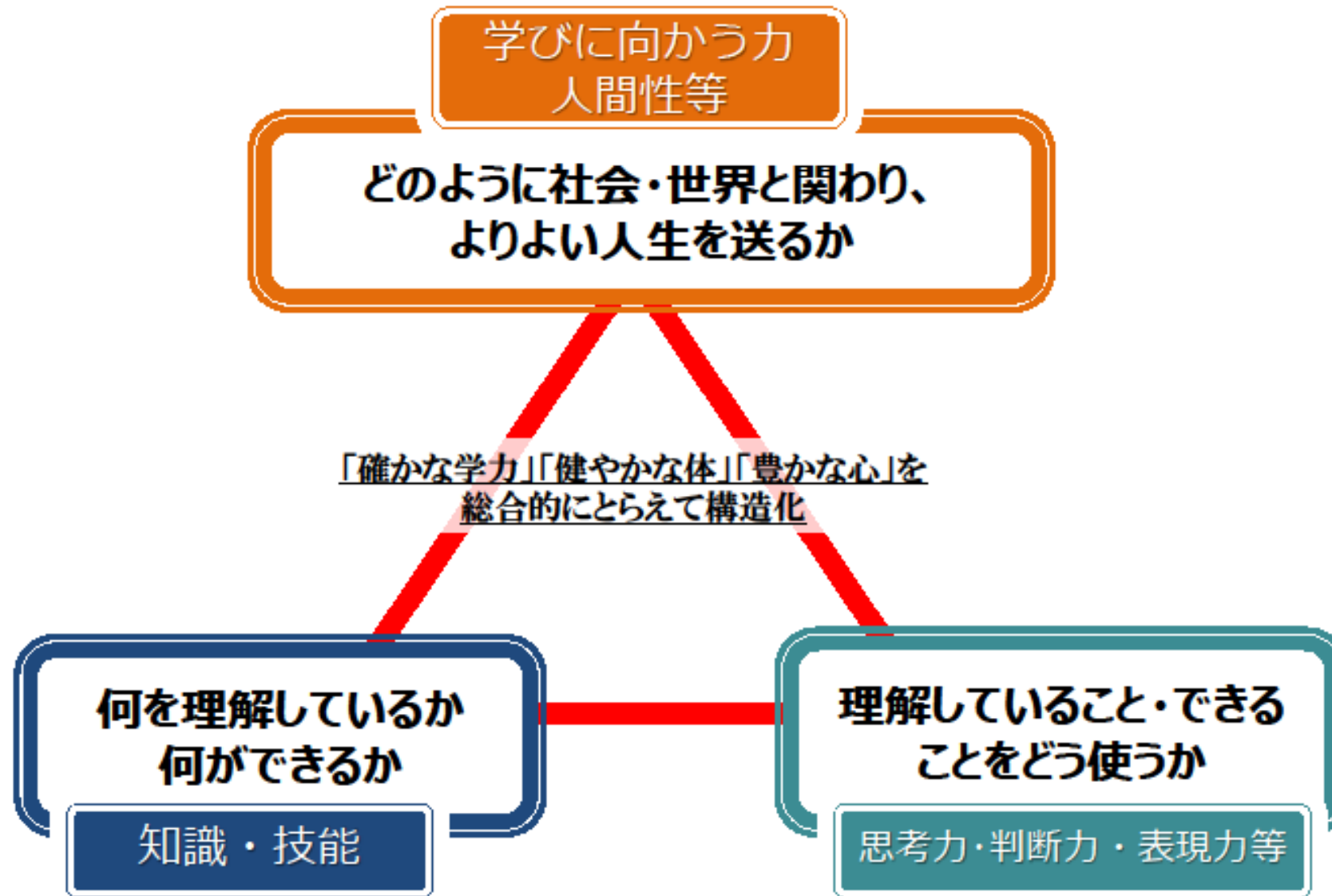
主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成
知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



1 学習指導要領について — 育成すべき資質・能力の三つの柱 —



1 学習指導要領について — 知識・技能 —

「何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)」

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日中央教育審議会)〈抄〉

各教科等において習得する知識や技能であるが、個別の事実的な知識のみを指すものではなく、それらが相互に関連付けられ、さらに社会の中で生きて働く知識となるものを含むものである。

例えば、“何年にこうした出来事が起きた”という歴史上の事実的な知識は、“その出来事はなぜ起こったのか”や“その出来事がどのような影響を及ぼしたのか”を追究する学習の過程を通じて、当時の社会や現代に持つ意味などを含め、知識相互がつながり関連付けられながら習得されていく。基礎的・基本的な知識を着実に習得しながら、既存の知識と関連付けたり組み合わせたりしていくことにより、学習内容(特に主要な概念に関するもの)の深い理解と、個別の知識の定着を図るとともに、社会における様々な場面で活用できる知識として身に付けていくことが重要となる。

1 学習指導要領について —主体的・対話的で深い学び①—

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

【例】

- ・ 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる。
- ・ 「キャリア・パスポート(仮称)」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする。

1 学習指導要領について —主体的・対話的で深い学び②—

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考える等を通じ、自己の考え方を広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

【例】

- ・ 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広める
- ・ あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
- ・ 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る

1 学習指導要領について —主体的・対話的で深い学び③—

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【深い学び】

習得・活用・探究という学びの課程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考え方を形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に、創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているか。

【例】

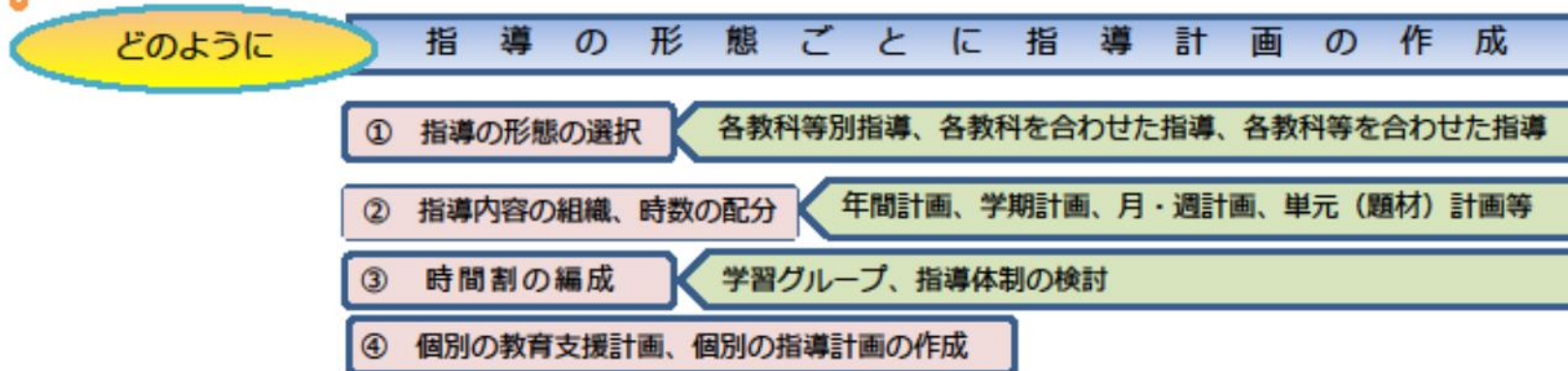
- ・ 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- ・ 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通して集団としての考えを形成したりして
- ・ 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく

1 学習指導要領について —「教育課程」と「指導計画」の接続—

学習指導要領を踏まえて「教育内容」を明確にする段階（核となるカリキュラムの明確化）



教育内容等を踏まえて「指導計画」を作成する段階（実施するカリキュラムの作成）

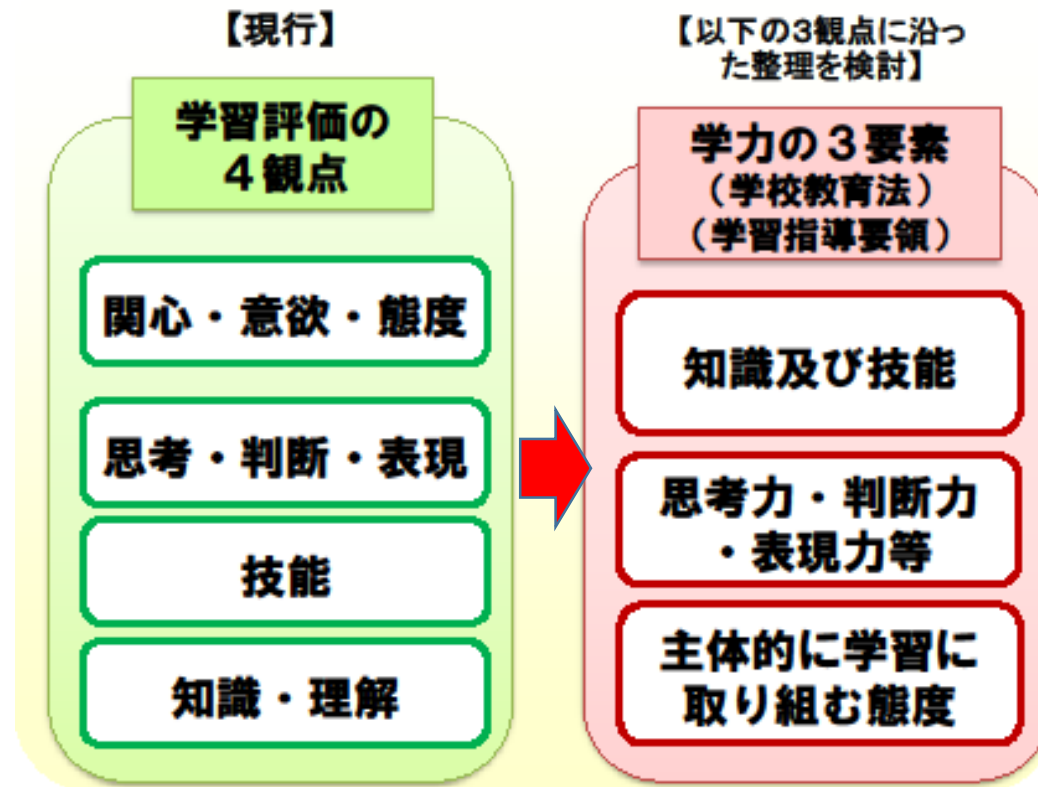


【引用元】文部科学省 特別支援学校
幼稚部教育要領小学部・中学部学習指導要領説明会 資料

1 学習指導要領について — 観点別学習状況の評価について① —

- 学習評価には、児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 各教科においては、学習指導要領等の目標に照らして設定した観点ごとに学習状況の評価と評定を行う「目標に準拠した評価」として実施。
⇒きめの細かい学習指導の充実と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を目指す。

学力の3つの要素と評価の観点との整理



【引用元】文部科学省 学習指導要領の全面実施と学習評価の改善について
https://www.mext.go.jp/content/20202012-mxt_kyoiku01-100002605_1.pdf

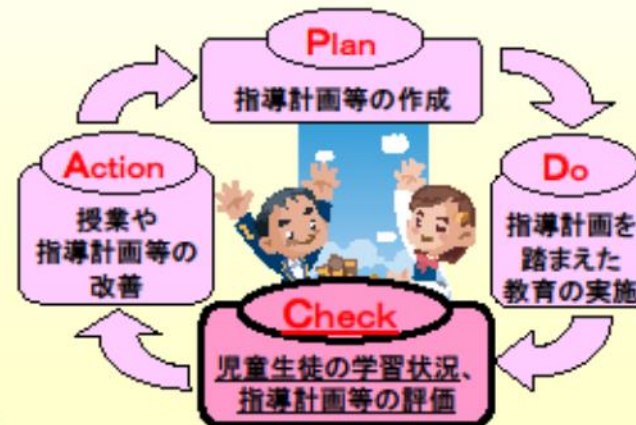
1 学習指導要領について — 観点別学習状況の評価について② —

- 学習評価には、児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 各教科においては、学習指導要領等の目標に照らして設定した観点ごとに学習状況の評価と評定を行う「目標に準拠した評価」として実施。
⇒きめの細かい学習指導の充実と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を目指す。

学習指導と学習評価のPDCAサイクル

- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要。

指導と評価の一体化



【引用元】文部科学省 学習指導要領の全面実施と学習評価の改善について
https://www.mext.go.jp/content/20202012-mxt_kyoiku01-100002605_1.pdf

1 学習指導要領について — 重複障害者等に関する教育課程の取扱い —

児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程を編成できるよう、教育課程の取扱いを規定。

[小学部・中学部 第1章総則 第8節]



上記の取扱いを適用する際の留意点（学年又は段階の目標の系統性や内容の関連）を規定。

1 学習指導要領について —特別支援教育の充実—

小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領(平成29年3月)において、以下の通り、特別支援教育に関する記述を充実

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う。
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方を示す。
- 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点での児童への教育的支援を行うために、**個別の教育支援計画を作成、活用**に努める。また、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、**個別の指導計画を作成、活用**に努める。特に、**特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成。**
- **各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫。**
- **障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習。**

上記のほか、中央教育審議会答申(平成28年12月)において、高等学校学習指導要領において、次の点を提言。

- **高等学校における通級による指導の制度化(平成30年度から)**に当たり、通級による指導に係る単位認定の在り方を示す。



1 学習指導要領について —特別支援学校学習指導要領改訂のポイント①—

1. 今回の改訂の基本的な考え方

【幼稚園教育要領、小学部・中学部学習指導要領】

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、**初等中等教育全体の改善・充実の方向性**を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、**幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性**を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

2. 教育内容等の主な改善事項

学びの連続性を重視した対応

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い※」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。
※当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標及び内容に替えたりすることができるなどの規定。
- **知的障害者である子供のための各教科等**の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中学校とのつながりに留意し、次の点を充実。
 - ・ **中学部に二つの段階を新設、小・中学部の各段階に目標を設定**、段階ごとの内容を充実
 - ・ **小学部の教育課程に外国語活動を設けることができる**ことを規定
 - ・ 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの**小学校等の学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導**ができるよう規定



1 学習指導要領について —特別支援学校学習指導要領改訂のポイント②—

一人一人に応じた指導の充実

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、**障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実。**
 - 【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実
 - 【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実
 - 【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成
 - 【病弱】 間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- 幼稚部、小学部、中学部段階からの**キャリア教育の充実**を図ることを規定。
- **生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ**、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。
- 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）
- 日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕、社会参加ときまり、公共施設と制度〔社会〕、働くことの意義、家庭生活における消費と環境〔職業・家庭〕など、知的障害者である子供のための各教科の内容を充実。



小学校学習指導要領

第1章 総則

第4 児童の発達の支援 2 特別な配慮を必要とする児童への指導

【小学校学習指導要領P24】

(1) 障害のある児童などへの指導

ア 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法を工夫を組織かつ計画的に行うものとする。

第2章 各教科

第1節 国語 第3指導計画の作成と内容の取扱い

【小学校学習指導要領P38-P39】

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(9) 障害のある児童などについては、学習指導を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと

小学校 学習指導要領 解説【P159-P161】

(9) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。を工夫を組織かつ計画的に行うものとする。

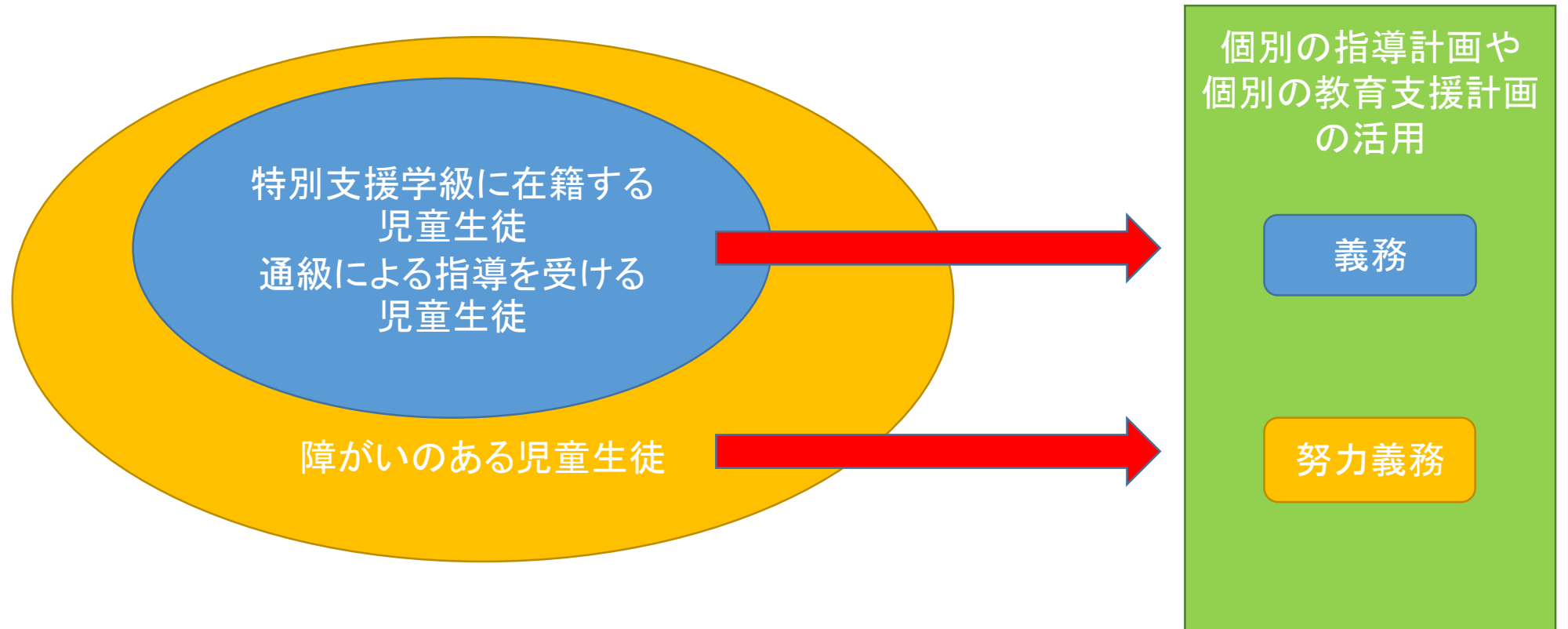
指導上の工夫の意図

- 小学校 学習指導要領 解説 国語編の例示
- 文章を目で追いながら音読することが困難な場合には
- 自分がどこを読むかが分かるように
- 教科書の文を指等で押さえながら読むように促すこと・・・など
配慮をする。
- 児童生徒一人ひとりの障害の状態等により困難さが異なることに十分留意する。

学習上の困難さ

手立て

3 個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成と活用



【引用】文部科学省 小学校学習指導要領 解説
2 特別な配慮を必要とする児童への指導
(1) 障害のある児童などへの指導
④ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用(第1章第4の2の(1)エ)【112-115】

- 児童生徒の障害の種類、程度によっては、
- 小学校・中学校の教育課程をそのまま適用することが必ずしも適当でない場合がある。



学校教育法施行規則138条

- 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、・・・
- ……の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

小学校 学習指導要領 第1章総則

- ・ 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。

小学校第6学年の例

国語	社会	算数	理科	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語	道徳	総合的な 学習の 時間	特別活動	+	自立活動
----	----	----	----	----	----------	----	----	-----	----	-------------------	------	---	------

【参考】

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/063/siryo/_icsFiles/afieldfile/2016/05/06/1370116_4_2.pdf



4 特別支援学級における教育課程の編成の考え方 ③

小学校 学習指導要領 第1章 総則

- 児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

小学校第6学年の例

国語	社会	算数	理科	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語	道徳	総合的な 学習の 時間	特別 活動
----	----	----	----	----	----------	----	----	-----	----	-------------------	----------


 知的障害を有する児童生徒の教科「理科」に替える
 ⇒ 特別支援学校の各教科

 小学校第5年生「社会」の目標、内容に替える ⇒ 下学年

【参考】

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/063/siryo/_icsFiles/afieldfile/2016/05/06/1370116_4_2.pdf

5 通級による指導における教育課程の編成の考え方

学校教育法施行規則第140条

- ・ 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより… の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。
- ・ 一 言語障害者 二 自閉症者 三 情緒障害者 四 弱視者 五 難聴者
 六 学習障害者 七 注意欠陥多動性障害者 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

総則

- ・ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別教育課程を編成する場合は、特別支援学校小学部、中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。

【引用元】 初めて通級による指導を担当する教師のためのガイドブック(文部科学省)

小学校学習指導要領 第1章 総則(①②③は本資料において追記)

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

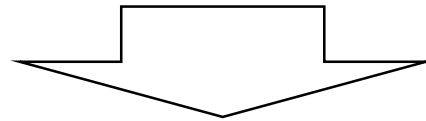
4 各学校においては、**児童や学校、地域の実態を適切に把握し、**

① 教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと

② 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと

③ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、**教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと**(以下「カリキュラム・マネジメント」という。)に努めるものとする。



▶「カリキュラム・マネジメントのねらいは、**児童や学校、地域の実態を適切に把握し編成した教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動(授業)の質の向上を図ること。**

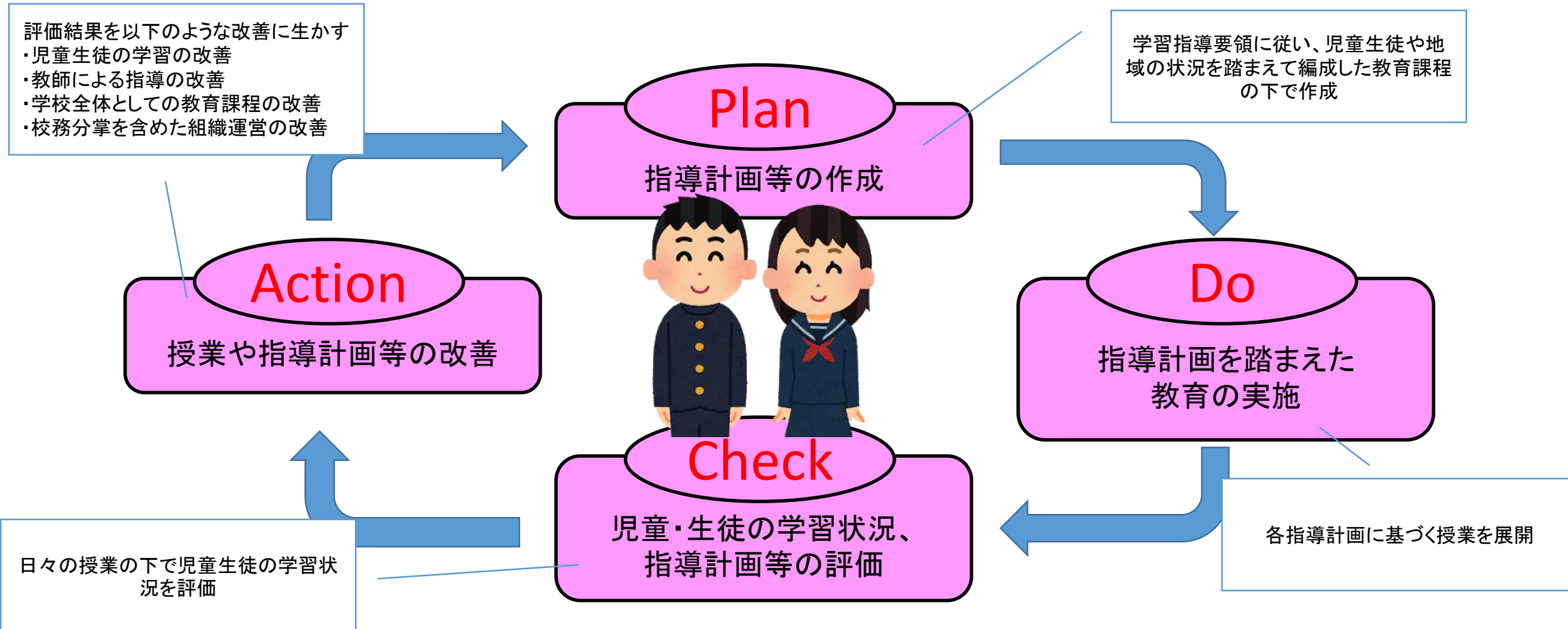
▶ ①②③の側面は、「ねらい(目的)」に迫る「手段」。

⇒「手段」を目的化しないよう留意。「教育課程」を意義あるものとすることが重要。

カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

- 各学校は、日々の授業の下で児童生徒の学習状況を評価し、その結果を児童生徒の学習や教師による指導の改善や学校全体としての教育課程の改善、校務分掌を含めた組織運営等の改善に生かす中で、学校全体として組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っています。
- このように、「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っています。

カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価



主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化を図るためには、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに応じて授業の中での児童生徒の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切です。学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して、各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っています。

学習評価の改善の方向性

- ① 児童生徒の**学習改善**につながるもの
- ② 教師の**指導改善**につながるもの
- ③ 慣行として行われてきたとしても、**必要性・妥当性**が認められるものは**見直していく**

8 学習評価の基本構造①

【引用元】学習評価の在り方 ハンドブック

平成29年、平成30年の改訂で、学習指導要領の目標及び内容が資質・能力の三つの柱で再整理されたことを踏まえ、各教科における観点別学習状況の評価の観点については、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理されています。

各教科における評価の基本構造

学習指導要領に示す
目標や内容

知識及び技能

思考力、判断力、
表現力等

学びに向かう力、
人間性等

観点別学習状況評価の
各観点

- ・観点ごとに評価し、生徒の学習状況を分析的に捉えるもの。
- ・観点ごとにABCの3段階で評価

知識・技能

思考・判断・表現

感性、思いやりなど

主体的に学習に取り
組む態度



7 学習評価の基本構造②

【引用元】学習評価の在り方 ハンドブック

各教科における評価の基本構造

学習指導要領に示す
目標や内容

知識及び技能

思考力、判断力、
表現力等

学びに向かう力、
人間性等

観点別学習状況評価
の各観点

- ・観点ごとに評価し、生徒の学習状況を分析的に捉えるもの。
- ・観点ごとにABCの3段階で評価

知識・技能

思考・判断・表現

感性、思いやりなど

主体的に学習に
取り組む態度

評 定

- ・ 観点別学習状況の評価を総括するもの

- ・ 5段階で評価

個人内評価

- ・ 観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒の一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するもの



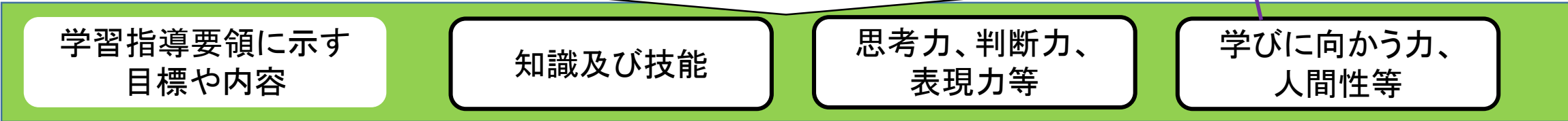
8 学習評価の基本構造③

「学びに向かう力、人間性」には

①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価(学習状況を分析的に捉える)を通じて見取ることができる部分と、

②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価を通じて見取る部分があります。

各教科における評価の基本構造



各教科等における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したりしているかを評価します。

各教科等の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価します。

知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているかどうかという意思的な側面を評価します。



8 学習評価の基本構造④

【引用元】学習評価の在り方 ハンドブック

各教科における評価の基本構造

学習指導要領に示す
目標や内容

知識及び技能

思考力、判断力、
表現力等

学びに向かう力、
人間性等

観点別学習状況評価の
各観点

- ・観点ごとに評価し、生徒の学習状況を分析的に捉えるもの。
- ・観点ごとにABCの3段階で評価

知識・技能

思考・判断・表現

感性、思いやりなど

主体的に学習に
取り組む態度

評 定

- ・ 観点別学習状況の評価を総括するもの ・ 5段階で評価

個人内評価

- ・ 観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒の一人一人のよい点や可能性、進歩の状況について評価するもの

個人内評価の対象となるものについては、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるよう、日々の教育活動等の中で児童生徒に伝えることが重要です。特に、「学びに向かう力、人間性等」のうち「感性や思いやり」など児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを積極的に評価し児童生徒に伝えることが重要です。

Q1 1回の授業で、3つの観点全てを評価しなければならないのですか。

A. 学習評価については、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要です。したがって観点別学習状況の評価の記録に用いる評価については、毎回の授業ではなく原則として単元や題材などの内容や時間のまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できる段階で行うなど、その場面を精選することが重要です。

Q2 「十分満足できる」状況(A)はどのように判断したらよいのですか。

A. 各教科において「十分満足できる」状況(A)と判断するのは、評価基準に照らし、児童生徒が実現している学習の状況が質的な高まりや深まりをもっていると判断される場合です。「十分満足できる」状況(A)と判断できる児童生徒の姿は多様に想定されるので、学年会や教科部会等で情報を共有することが重要です。

Q3 指導要録の文章記述欄が多げな何時間を要している現状を解決できませんか。

A. 本来、学習評価は日常の指導の場面で、児童生徒本人へフィードバックを行う機会を充実させるとともに、通知表や面談などの機会を通して、保護者との間でも評価に関する情報共有を充実させることが重要です。このため、指導要録における文章記述欄については、例えば、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、要点を箇条書きとするなど、必要最小限のものとなるようにしました。また、小学校第3学年及び第4学年における外国語活動については、記述欄を簡素化した上で、評価の観点に即して、児童の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入することとしました。

Q4 評定以外の学習評価についても保護者の理解を得るにはどのようにすればよいのでしょうか。

A. 保護者説明会等において、学習評価に関する説明を行うことが効果的です。各教科等における成果や課題を明らかにする「観点別学習状況の評価」と、教育課程全体を見渡した学習状況を把握することが可能な「評定」について、それぞれの利点や、上級学校への入学者選抜に係る調査書のねらいや活用状況を明らかにすることは、保護者との共通理解の下で児童生徒への指導を行っていくことにつながります。

Q5 障害のある児童生徒の学習評価について、どのようなことに配慮すべきですか。

A. 学習評価に関する基本的な考え方は、障害のある児童生徒の学習評価についても変わるものではありません。このため、障害のある児童生徒については、特別支援学校等の助言または援助を活用しつつ、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、その評価を適切に行うことが必要です。また、指導要録の通級による指導に関して記載すべき事項が個別の指導計画に記載されている場合には、その写しをもって指導要録への記入に替えることも可能としました。

9 障がいのある児童・生徒に係る学習評価

- 学習評価に関する基本的な考え方は、障がいのある児童生徒においても同様である。
- 障がいのある児童生徒については、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、観点別学習状況を踏まえた評価を適切に行う。


【参考となるもの・活用できるもの】

- ◆ 小学校、中学校、高等学校の学習指導要領と解説における障害のある児童生徒への配慮事項
- ◆ 特別支援学校学習指導要領
- ◆ 特別支援学校のセンター的機能(特別支援学校による助言や援助)

9 障がいのある児童・生徒に係る学習評価

特別支援学校(知的障害)各教科の評価

【引用元】文部科学省 学習指導要領の全面実施と学習評価の改善について

- 特別支援学校の新学習指導要領においても、小・中・高等学校の各教科と同様に育成を目指す資質・能力の三つの柱で目標及び内容を整理
- 
- 各教科の学習評価においては観点別学習状況を踏まえた端的な文章記述とする。

個別の指導計画と指導要録との関係の整理

個別の指導計画が作成される児童生徒

個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合

通級による指導を受けている児童生徒

個別の指導計画に指導要録に記載すべき事項(授業時数、指導期間、指導の内容や結果等)が記載されている場合

- 個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能

Ⅱ 指導に関する記録

小学校における指導に関する記録については、以下に示す記載することが適当な事項に留意しながら、各教科の学習の記録(観点別学習状況及び評定)、外国語活動の記録、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について学年ごとに作成する。

特別支援学校(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱)小学部における指導に関する記録については、小学校における指導に関する記録に記載する事項に加えて、自立活動の記録について学年ごとに作成するほか、入学時の障害の状態について作成する。特別支援学校(知的障害)小学部における指導に関する記録については、各教科の学習の記録、特別活動の記録、自立活動の記録、行動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について学年ごとに作成するほか、入学時の障害の状態について作成する。

特別支援学校小学部に在籍する児童については、個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。また、児童の障害の状態等に即して、学校教育法施行規則第130条の規定に基づき各教科の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合又は各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部若しくは一部について合わせて授業を行った場合並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成21年文部科学省告示第36号)第1章第2節第5の規定(重複障害者等に関する教育課程の取扱い)を適用した場合にあっては、その教育課程や実際の学習状況を考慮し、各教科等を合わせて記録できるようにするなど必要に応じて様式等を工夫してその状況を適切に記入する。

特別支援学級に在籍する児童の指導に関する記録については、必要がある場合、特別支援学校小学部の指導要録に準じて作成する。



1 各教科の学習の記録

小学校及び特別支援学校(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱)小学部における各教科の学習の記録については、観点別学習状況及び評定について記入する。

特別支援学校(知的障害)小学部における各教科の学習の記録については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す小学部の各教科の目標、内容に照らし、具体的に定めた指導内容、実現状況等を文章で記述する。

(1) 観点別学習状況

小学校及び特別支援学校(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱)小学部における観点別学習状況については、小学校学習指導要領(平成20年文部科学省告示第27号)及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(以下、「小学校学習指導要領等」という。)に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し記入する。その際、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCのように区別して評価を記入する。

小学校及び特別支援学校(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱)小学部における各教科の評価の観点について、設置者は、小学校学習指導要領等を踏まえ、別紙5を参考に設定する。また、各学校において、観点を追加して記入できるようにする。

(2) 評定

小学校及び特別支援学校(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱)小学部における評定については、第3学年以上の各教科の学習の状況について、小学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し記入する。

各教科の評定は、小学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を「十分満足できる」状況と判断されるものを3、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを2、「努力を要する」状況と判断されるものを1のように区別して評価を記入する。

評定に当たっては、評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、「(1)観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定方法等については、各学校において定める。

2 外国語活動の記録

小学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小学部における外国語活動の記録については、評価の観点を記入した上で、それらの観点到照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。

評価の観点到については、設置者は、小学校学習指導要領等に示す外国語活動の目標を踏まえ、別紙 5 を参考に設定する。また、各学校において、観点到を追加して記入できるようにする。

3 総合的な学習の時間の記録

小学校及び特別支援学校(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱)小学部における総合的な学習の時間の記録については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、児童の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で記述する。

評価の観点については、小学校学習指導要領等に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて定める。その際、例えば、「よりよく問題を解決する資質や能力」、「学び方やものの考え方」、「主体的、創造的、協同的に取り組む態度」及び「自己の生き方」等と学習指導要領に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえて定めたり、「学習方法に関すること」、「自分自身に関すること」及び「他者や社会とのかかわりに関すること」等の視点に沿って各学校において育てようとする資質や能力等を踏まえて定めたりすることが考えられる。また、教科との関連を明確にし、総合的な学習の時間の学習活動にかかわる「関心・意欲・態度」、「思考・判断・表現」、「技能」及び「知識・理解」等と定めることも考えられる。

4 特別活動の記録

小学校及び特別支援学校(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱)小学部における特別活動の記録については、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして十分満足できる活動の状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

評価の観点については、小学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において別紙5を参考に定める。その際、例えば、「集団の一員としての思考・判断・実践」にかかわる観点について、学校として重点化した内容を踏まえ、育てようとする資質や能力などに即し、より具体的に定めることも考えられる。特別支援学校(知的障害)小学部における特別活動の記録については、小学校及び特別支援学校(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱)小学部における特別活動の記録に関する考え方を参考としながら文章で記述する。

5 自立活動の記録

特別支援学校小学部における自立活動の記録については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を記入する。

- ① 指導の目標、指導内容、指導の結果の概要に関すること
- ② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること
- ③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること

6 行動の記録

小学校及び特別支援学校(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱)小学部における行動の記録については、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる児童の行動について、設置者は、小学校学習指導要領等の総則及び道徳の目標や内容、内容の取扱いで重点化を図ることとしている事項等を踏まえて示している別紙5を参考にして、項目を適切に設定する。また、各学校において、自らの教育目標に沿って項目を追加できるようにする。

各学校における評価に当たっては、各項目の趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合に、○印を記入する。

特別支援学校(知的障害)小学部における行動の記録については、小学校及び特別支援学校(視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱)小学部における行動の記録に関する考え方を参考としながら文章で記述する。

7 総合所見及び指導上参考となる諸事項

【引用元】指導と評価

小学校等における総合所見及び指導上参考となる諸事項については、児童の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で記述する。

- ① 各教科や外国語活動、総合的な学習の時間の学習に関する所見
- ② 特別活動に関する事実及び所見
- ③ 行動に関する所見
- ④ 児童の特徴・特技、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項
- ⑤ 児童の成長の状況にかかわる総合的な所見記入に際しては、児童の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、児童の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば記入する。

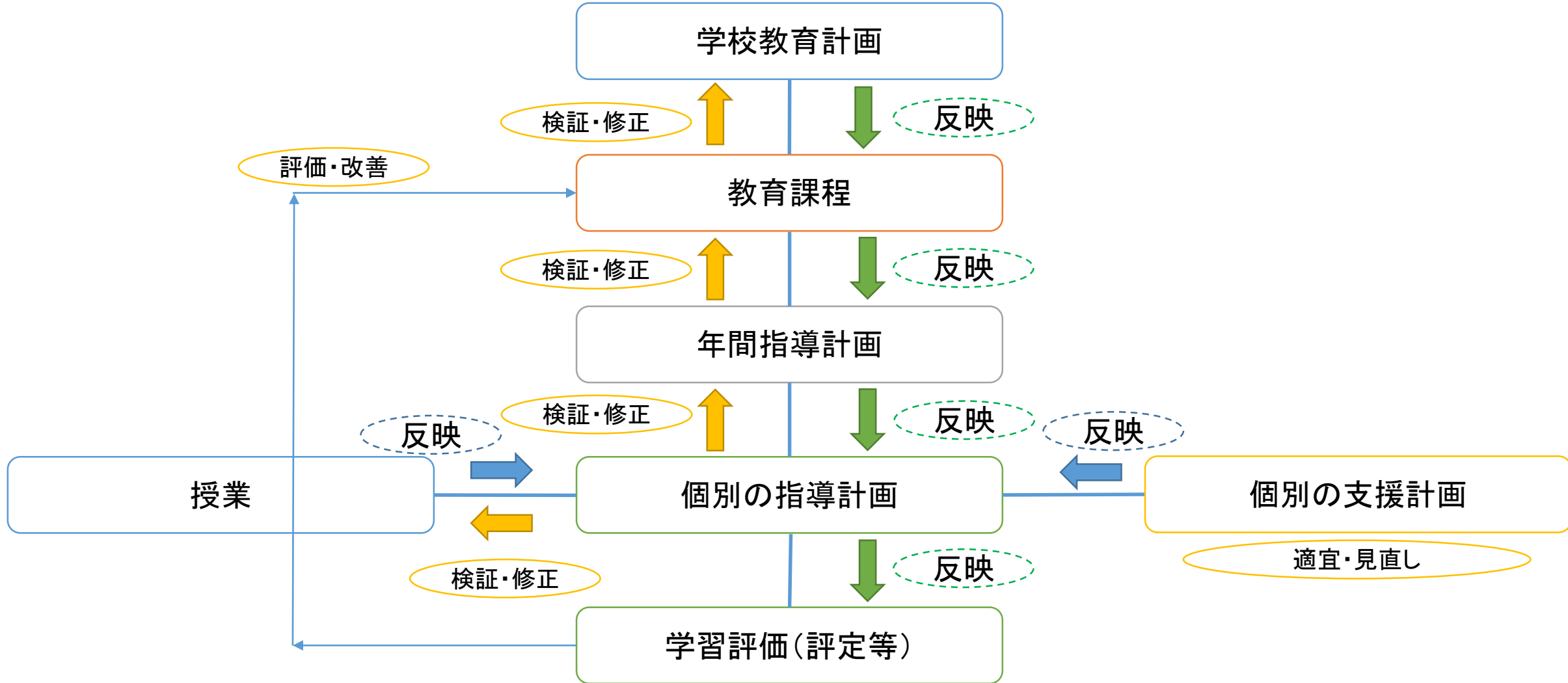
また、学級・学年など集団の中での相対的な位置付けに関する情報も、必要に応じ、記入する。

さらに、通級による指導を受けている児童については、通級による指導を受けた学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導の内容や結果等を記入する。通級による指導の対象となっていない児童生徒で、教育上特別な支援を必要とする場合については、必要に応じ、効果があったと考えられる指導方法や配慮事項を記入する。

特別支援学校小学部においては、交流及び共同学習を実施している児童について、その相手先の学校名や学級名、実施期間、実施した内容や成果等を記入する。



11 参考 教育実践の質の向上のためのサイクル





3 指導と評価

3 指導と評価 - 文部科学省 (Adobe PDF)

www.mext.go.jp/b_menu/.../1348388_02.pdf

学習評価の在り方ハンドブック

学習評価の在り方ハンドブック - 国立教育政策研究所
(Adobe PDF)

www.nier.go.jp/.../gakushuhyouka_R010613-01.pdf

学習評価の在り方ハンドブック - 国立教育政策研究所
(Adobe PDF)

www.nier.go.jp/.../gakushuhyouka_R010613-02.pdf